

第3章 求められる資源再生

第1節 資源再生目標の設定

1 州法による規定

1972年に制定された飲料容器法が契機となって、オレゴン州では住民の間で自主的な資源回収活動が始まった。例えば、スーパーマーケットや市民のボランティア団体が空き缶、瓶のみならず、新聞紙、雑誌、自動車の使用済みオイルを集めるための容器を自主的に設置して、近隣で発生したリサイクル可能物を回収するセンター(Drop-Off Center)として機能するようになった。加えて、廃棄物業者もリサイクル可能物を買い戻し、引取先へ販売するためのディーラー網を作るようになった。さらに、リサイクル促進を目的とする民間団体の活動も盛んとなり、例えば、1976年には廃棄物処理業者、リサイクル可能物のディーラー、リサイクル可能物を買い取る製造業者などからなるオレゴン州リサイクラーズ協会(Association of Oregon Recyclers)が結成され、リサイクル関連の情報交換、技術援助、広報・教育活動を会員及び住民に対して行うようになった。後に、同協会はリサイクル推進の州法制定を州議会に要請する団体として中心的な役割を果たすことになった。

1983年、州議会は「リサイクル機会法(Opportunity to Recycle Act)」を制定し、全米の他州に先駆けて、州全体にわたるリサイクル対策を講じた。同法は、地方政府に対して埋立最終処分する廃棄物量を減らすべくリサイクルを進めるよう規定しており、リサイクル可能物を排出するための専用プラスチック製容器を住民に配布したうえ、分別されたリサイクル可能物を収集するための場所を廃棄物処理施設など住民にとって便利な場所に設置すべきことを定めている。特に、人口4千人以上を擁する市にあっては、分別されたリサイクル可能物を少なくとも月に1度、住宅及び事業者から収集するよう義務付けている。また、住宅（5世帯未満を有する共同住宅も含む）から排出されるリサイクル可能物は他の廃棄物と同時に少なくとも週に1度収集するよう規定しているほか、5世帯以上を有する共同住宅から排出されるリサイクル可能物は、排出される廃棄物が大量になることを考慮して、少なくとも4種類に分けた上で収集するよう各地方政府に義務付けている。

メトロは、同法の制定後、埋立最終処分する廃棄物量を減らすための手順を次のとおり定めた。（1）廃棄物そのものの発生量を減らす。（2）廃棄物として捨ててしまわず、再利用する。（3）再利用できないものはリサイクルする。（4）焼却によるエネルギー回収が大気、水質、土壤を汚染しない限り、再利用又はリサイクルできない固形廃棄物から焼却によりエネルギーを回収する。（5）再利用、リサイクル、又はエネルギー回収ができない固形廃棄物は埋立てによる最終処分をする。さらに、メトロは住民に対してリサイクル可能物とその他の廃棄物とを分けて排出するよう要請し、廃棄物業者に対しては、同法の規定により、リサイクル可能物とその他の廃棄物とを混ぜ合わせて収集することが禁止されたため、分別収集を行うよう指導した。他の廃棄物と一緒に各住宅前の歩道又は道路の端に各戸から排出されたリサイクル可能物を、業者が収集する作業は特にカーブサイド収集(Curbside Co

llection)と呼ばれるが、このような収集は同法の制定を契機としてメトロ管轄区域内で広く行われるようになったものである。

1991年、州全体における資源回収目標率を定めた「オレゴン州リサイクリング法(Oregon Recycling Act)」が制定された。同法の規定によれば、州全体として、2000年1月1日までに資源回収率(Recovery Rate)50%を達成することを目標としている。資源回収率は個々の品目別に定めているものではなく、発生した廃棄物総量のうちリサイクル、堆肥化、燃料化及び焼却処理によりエネルギー回収されるものの占める割合（重量ベース）を示している。加えて、同法は各カウンティが所定の期日までに達成すべき資源回収率を定めており、マルトノーマ、クラッカマス及びワシントンは3カウンティ合わせて1995年までに45%の資源回収率を達成すべき旨を規定している。同法の制定後、メトロは独自の目標率を制定しており、1995年の資源回収率を40%とし、2000年までに州法の定める50%を達成し、2010年までに56%へ引き上げることを目標としている。

また、同法は州政府、地方政府及び民間企業が協力してリサイクル可能物の市場を開発し、同時に、民間企業に対して経済的な観点から専門的な助言を行う協議会を設置すべき旨も規定している。同規定に基づき、オレゴン州リサイクリング市場開発協議会(Oregon Recycling Markets Development Council)が州政府の経済開発部重要産業課(Key Industries Section, Oregon Economic Development Department)内に設置された。同協議会は地方政府、プラスチック、ガラス、紙の各製造業者、廃棄物処理業者、環境団体、小売業などの代表12名で構成され、州知事によって任命される。資金は連邦環境庁からの補助金のほか、メトロ及び民間企業が出資している。このような協議会の設置は、リサイクルを促進するための政府機関と民間企業との協力を示す好例と言えよう。

現在、オレゴン州に限らず、全米各州において最終埋立量削減及びリサイクル推進を目的とする施策が実施されているところであるが（表3-1参照）、資源回収目標率を具体的に制定したうえ（42の州が義務若しくは単なる目標として制定）、できるだけ資源を回収するようにするために、州法により埋立処分を禁止する品目を規定し最終処分に制約を課すことにより、リサイクルを促進するのが米国における一般的な傾向のようである。

2 リサイクルの実情

（1）リサイクルの推移と他地域との比較

1993年におけるメトロの資源回収率は42%を記録したものの、リサイクル率は38%となり前年に比べて1%減少した（注1）。1986年におけるリサイクル率は22%であった。その後、リサイクル率は上昇し続け、1992年には39%を記録するに至っているが、ここ3年間のリサイクル率は頭打ちの傾向を示している。しかし、メトロのリサイクル率は全米の他の地域に比べて高い（表3-1参照）。表3-2は、メトロのリサイクル率の推移と全米の主要都市におけるリサイクルの現況を示したものであるが、都市レベルで比べてみてもメトロが高いリサイクル率を維持していることがわかる。

表3-1 主要州におけるリサイクルの現状と目標率の設定（1994年1月現在）

州	リサイクル率(%)	目標率(%)と達成年
カリフォルニア	11	50-2000
コネチカット	19	50-2000
フロリダ	7	30-1994
イリノイ	11	25-2000
メイン	30	50-1994
マサチューセッツ	30	56-2000
ミシガン	26	40ないし60-2005
ミネソタ	38	25-1993
ニュージャージー	34	60-1995
ニューヨーク	21	50-1997
オレゴン	23	50-2000
ペンシルバニア	11	25-1997
テキサス	11	40-1994
ワシントン	33	50-1995

(Raymond Communications)

表3-2 リサイクル率の比較

メトロ		主要都市(1993年)	
年	リサイクル率(%)	都市	リサイクル率(%)
1986	22	アルバカーキ(ニューメキシコ)	10
1987	25	ボストン(マサチューセッツ)	3
1988	26	シャーロット(ノースカロライナ)	11
1989	28	ヒューストン(テキサス)	10
1990	32	ナッシュビル(テネシー)	8
1991	38	ニューヨーク(ニューヨーク)	14
1992	39	フィラデルフィア(ペンシルバニア)	10
1993	38	シアトル(ワシントン)	23

(Metro, "Recycling and Recovery Level Survey 1993", "Resource Recycling, October 1993" なお、ニューヨークはNew York City Sanitation Departmentから得た1994年1月現在の数値)

(2) 品目別の資源再生

オレゴン州行政規則(Oregon Administrative Rules)は、次の10品目を主要リサイクル可能物として規定している。(1)新聞紙 (2)くず鉄 (3)非鉄くず金属 (4)使用済み自動車用オイル (5)段ボール及びクラフト紙 (6)アルミニウム (7)容器用ガラス (8)上質オフィス用紙 (9)鉄の缶 (10)庭ごみ ただし、これはあくまで原則であり、その他の物質をリサイクルしても構わないこととしている。

表3-3は品目別のリサイクル率及び資源再生率を示したものであるが、いずれの品目においてもメトロの再生率は全米に比べて高い傾向にある。メトロのその他の項目を分析すると、木材は発生量177,808トンのうち20,617トンがリサイクルされ(リサイクル率12%)、75,572トンが燃料化された(資源再生率54%)。食品の残りは発生量169,811トンのうちわずか907トンしか堆肥化されず、リサイクル率は0.46%である。自動車用使用済みオイルは20,595トンの発生量のうち18,982トンが燃料化され、タイヤは15,438トンの発生量のうち14,627トンが燃料化された(資源再生率95%)。

表3-3 品目別リサイクル率及び資源再生率

品目	メトロ(1993年)						全米(1990年)		
	発生量 (トン)	リサイクル (トン)	エネルギー回収 (トン)	埋立処分 (トン)	リサイクル率	再生率	発生量 (百万トン)	再生 (百万トン)	再生率
紙	471,138	248,475	222,663		53%	53%	66.50	18.96	29%
アルミニウム	11,035	5,421	5,614		49%	49%	2.45	0.91	37%
その他の金属	130,702	86,906	43,796		66%	66%	12.25	2.45	20%
ガラス	63,625	40,529	23,096		64%	64%	11.97	2.36	20%
プラスチック	92,438	6,097	86,340		7%	7%	14.70	0.36	2%
庭ごみ	147,029	95,693	3,759	47,577	65%	68%	31.75	3.81	12%
その他	595,068	40,731	116,685	437,652	7%	26%	37.92	1.45	4%
合計	1,511,035	523,852	120,444	866,739	38%	43%	177.54	30.30	17%

(Metro Recycling and Recovery Level Survey 1993 及びStatistical Abstract of the United States 1994)

メトロの廃棄物総量の3割以上を占めている紙に関しては、リサイクル率が53%にも上っており、全米における再生率29%を大きく上回っている。紙の種類ごとのリサイクル率をみると、新聞紙のリサイクルが最も高く76%にも達しており、全米の58%(1993年現在)よりも高い。また、段ボール・クラフト紙のリサイクル率は68%を記録している(1993年現在全米では62%)。

表3-4 紙のリサイクル (1993年現在)

紙の種類	発生量 (トン)	リサイクル量 (トン)	埋立処分 (トン)	リサイクル率
段ボール・クラフト紙	190,609	130,059	60,549	68%
新聞紙	91,532	69,861	21,671	76%
上質紙	45,583	21,326	24,257	47%
雑誌	28,734	7,486	21,248	26%
くず紙及び電話帳	64,386	19,742	44,643	31%
その他	50,294	0	50,294	0%
合 計	471,138	248,475	222,663	53%

(Metro Recycling and Recovery Level Survey 1993)

元来オレゴン州では豊富な森林資源を背景にして製紙業が盛んに行われてきたが、紙の原料となる木を伐採することが森林の生態系に悪影響を及ぼし、猛禽類や大型哺乳類の棲息を脅かして、絶滅へと追いやる懸念が生じてきたため、製紙業者は自社のイメージアップを図ることからも、回収された新聞紙、雑誌、段ボールなどの古紙を積極的に受け入れて紙の原料としているものである。

プラスチックのリサイクル率がメトロ及び全米の両方において低いのは、プラスチックは組成によって7種類に分類されており（注2）、違う種類のものを一緒にリサイクルすることができないので、手作業によって分別しなければならない手間がかかるうえ、重量の割に体積が大きいため、搬送用トラックの積載可能量をすぐに満たし、他の廃棄物に比べて搬送するコストを要するためである。加えて、プラスチックの原料が安く入手できるため、リサイクルするよりも新たな原料を使用した方がコストが安上がりであるという経済的な事情がある。メトロにおいては、フィルムと呼ばれる包装用プラスチック（番号4）は38,599トンの発生量のうち、わずか474トンしかリサイクルされておらず、リサイクル率はわずか1%に過ぎない。これに対し、飲料容器用プラスチック（番号1）に関しては、飲料容器法によるデポジット制が効を奏して多くが回収され、発生量2,700トンのうち1,661トンがリサイクルされており、リサイクル率は62%にもなっている（1993年現在全米では41%）。飲料水及び牛乳用容器に使用されるHDPE（番号2）は、1993年全米で24.3%のリサイクル率であったが、メトロにおいては43%にも上った。

表3-5 プラスチックのリサイクル（1993年）

プラスチックの種類	発生量(トン)	リサイクル量(トン)	埋立処分(トン)	リサイクル率
1 PETE	2,701	1,662	1,039	62%
2 HDPE	8,104	3,458	4,646	43%
3 PVC	175	8	167	5%
4 LDPE	38,598	474	38,124	1%
5 PP	448	141	307	31%
6 PS	1,135	320	815	28%
7 Mixed	41,277	34	41,243	0%
合計	92,438	6,097	86,341	7%

(Metro Recycling and Recovery Level Survey 1993)

第2節 資源再生のための対策

1 分別収集

「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われるように、リサイクルを促進するに当たっては、発生する廃棄物を種類ごとに分別することが必要である。同じ種類のものだけが集められることによって初めて廃棄物がリサイクルの対象となり、資源としての価値を持つようになるのである。

メトロは、リサイクルを推進するための手順として、まず分別されるべきリサイクル可能物を規定した上で分別収集を行い、次いで分別しきれず様々な種類の物質が混在したまま排出される廃棄物（Mixed Waste）から資源として有効に利用できるものを中継施設において回収する方針を探っている。また、メトロは住民に対して廃棄物を排出する際は、同種類ごと（少なくとも10種類）に分別するよう要請している。例えば、ポートランド市においては、分別すべき廃棄物は10項目リストされており、14ガロン（約53リットル）のプラスチック製容器二つに種類ごとに分けて排出することとされている。排出する日は週1回の廃棄物収集の日と同じで、排出する場所もカーブサイドであり、民間業者は別の車を使ってリサイクル可能物と混在廃棄物を収集する。また、分別されないまま排出された廃棄物は、収集されず取り残される。

分別されたリサイクル可能分は、州法の規定により処理すべき他の廃棄物と混ぜることは禁じられているのに加えて、お互いに混ざらないよう、それぞれ区別されてトラックに積載される。トラックの荷物積載部分には各種のリサイクル可能物を積めるように仕切りが設けられている。運転と収集作業は一人で行われ、作業員はトラックの所定箇所に手作業で投入し、次の場所へと移動して行く。このようなトラックは分別されたリサイクル可能物収集専用であり、価格は1台当たり4万ドルから10万ドルであり、中には、運転手が乗り降りしやすいように車体を低くし、右側にハンドルを備え付けて、進行方向の右側の道端又は歩道

に置かれたリサイクル可能物を収集しやすいように工夫を凝らしたトラックもある。

分別収集されたリサイクル可能物については、中継施設に搬送しても構わないものとしているが、ほとんどすべての企業は、中継施設において廃棄料金を支払うよりも、むしろリサイクル可能物を取引するディーラー若しくは買取先へ直接売り渡して利益を得る方を選択しており、まさにリサイクル可能物は資源として取り扱われている。事実、メトロの管轄区域内及び近郊にはリサイクル可能物の買取先となる製紙、ガラス、プラスチック、金属などの製造業者が多くある。回収された資源の引取先が近くに存在することは、メトロにとってリサイクルを推進するに当たっての有利な点となっている。

メトロのように分別収集すべき項目を細かく規定することは、廃棄物のリサイクルを促進し、資源としての価値を高める反面、収集に手間取りかねないいうらみがある。ポートランド市内のある廃棄物処理業者によると、1台のトラックがもっぱら住宅を巡回する際に収集できる件数は、1日平均250から300世帯であり、収集に要する時間は1世帯当たり平均41秒かかり、各世帯間の移動時間は平均24秒のことである。分別すべき種類が少ないほうがそれだけ1件当たりの収集に要する時間は少なくて済むこととなり、例えば、ロードアイランド州では、ガラス、空き缶、くず紙の3種類の分別収集が行われているが、1世帯当たりの平均収集時間は21秒であり、収集効率を上げている。

また、収集専用に作られたトラックの構造も分別収集の能率を上げるに際しての問題となっている。ポートランド都市圏においては、前述のごとく紙の排出量が多いため、新聞、くず紙、段ボールの収集量が多く、それらの品目を積み込むべき部分が一杯になれば、たとえ他の品目を積み込めるだけの余地が残っていても、ルートの途中で収集を断念して、引受先へ向かわなければならず、待ち合せ場所であらかじめ待機していた別のトラックと交代しなければならない。

メトロの試算によれば、現在分別されているものを個々に回収するのではなく、すべて一つのビニール袋にまとめられたものを収集する場合、従来の半分の時間で収集が終わるという結果も出ている。しかし、この方法だとガラスが破損する危険があるうえに、再度種類ごとに分別しなおさなければならない欠点を有する。分別すべきものを細かく規定して収集する方法は、収集効率の面で劣るもの、排出された廃棄物を資源として再利用することを優先させるための施策であり、メトロ住民の環境保護志向を反映したものであると言ってよい。

2 選別による資源再生

メトロ所有の二つの中継施設は、そもそも管轄区域内で発生し、分別されずに種々の品目が混在したままの廃棄物(Mixed Waste)をすべて一度収集した上、遠隔の埋立地へ運び出すために設けられた施設であるが、同時に資源再生も実施している。中継施設に運び込まれる廃棄物は、ベルトコンベヤーに乗せられ、手作業若しくは磁石、送風装置などの機械によって資源として再生すべきものと焼却処理・埋立処分すべきものとに選別される。資源として再利用できるものは、種類ごとに分けられ、破碎、圧縮、梱包されて買取先に売却されてお

り、売却収入はメトロと中継施設を運営する民間会社との間で分配される。両中継施設における資源再生の現況は表3-5のとおりであり、資源として再生される品目は紙、ガラス、金属、プラスチック、木材など多種類に及ぶものの、再生率そのものは両施設併せても3.78%にとどまるのが現状である。なお、中央中継施設においては、紙くずをもとに固形燃料を製造するパイロット事業を実施しており、現在のところ良好な結果を得ているため、技術上の改良を加えて本格的に稼働させる予定とされている。

メトロ中央中継施設

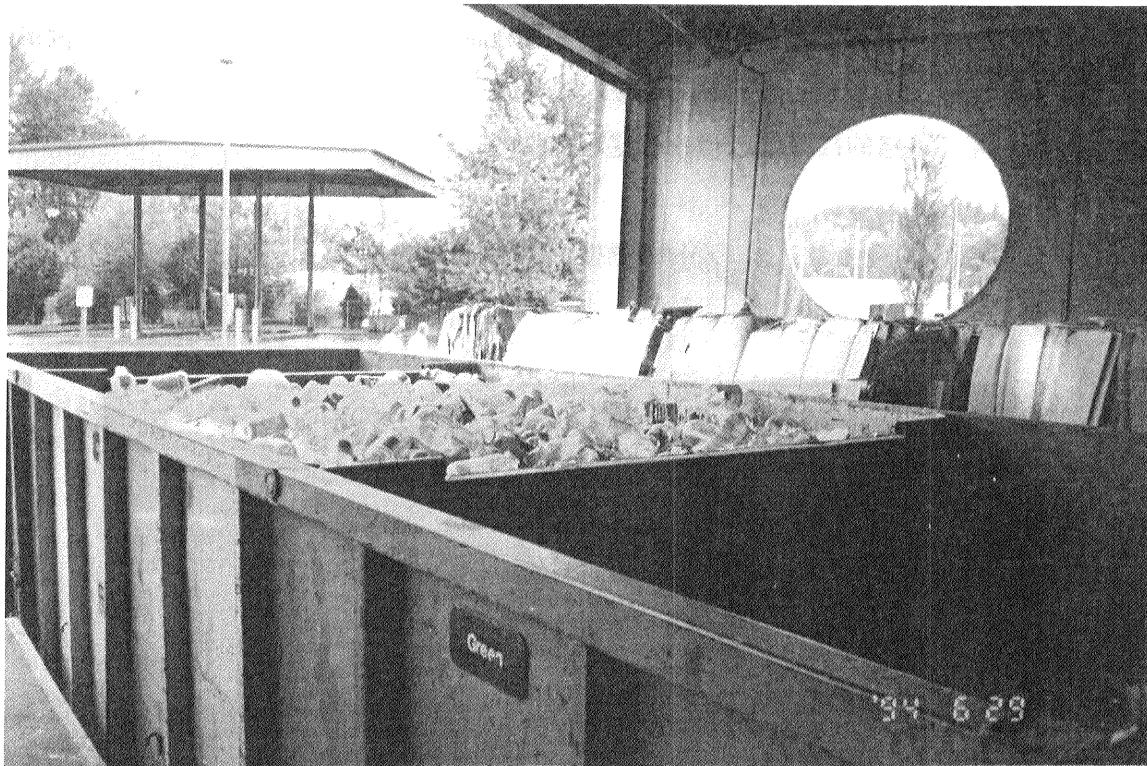


表3-6 メトロの中継施設における資源再生 (1993年)

	廃棄物受容量(トン)	資源再生量(トン)	再生率
メトロ中央	326,881	22,251	6.81%
メトロ南	337,678	2,891	0.86%
合 計	664,558	25,143	3.78%

(Metro Solid Waste Information System)

分別された廃棄物（メトロ中継施設）



1993年現在、民間会社2社（イースト・カウンティ・リサイクリング社及びウエイスティック社）がメトロ指定の廃棄物処理業者として、資源再生を専門に行っている。イースト・カウンティ社は段ボール、庭ゴミ、金属くず、木材の資源再生を実施しており、また、ウエイステック社は段ボール、上質紙、くず紙といった紙類の再生を行っている。これら2社に加えて、新たに1社が資源再生市場に参入したことから、メトロ管轄区域は廃棄物処理業者にとって有望な市場であることがうかがわれ、今後廃棄物処理をめぐる民間企業の競争が激しく展開されるものと予想されている。

3 堆肥化

堆肥化の対象となる品目は、庭ごみ、食品の残り、くず紙、段ボールなどの有機物であり、生物による分解作用によって生じる堆肥は肥料、土壤改良用に使われている。堆肥化は、メトロが堆肥化施設を所有していないため、もっぱら民間企業によって実施されている。堆肥化の方法としては好気性(aerobic)微生物によるものと嫌気性(anaerobic)微生物によるものがあるが、後者は現在米国でただ一つ実験場があるので、ポートランド都市圏における堆肥化は好気性微生物を用いたものである。また、微生物のほかミミズ(worm)を用いた堆肥化を行っている民間会社もポートランドにあり、廃棄物処理業者の間に確かに注目を集めている。微生物の作用により生じる堆肥は有害な化学物質を含まないため、使用しても環境に

悪影響を与えることがないという利点を持つものの、堆肥を製造する過程で悪臭が発生するため、これを防止する装置を備えるか、若しくは広い敷地を確保しなければならない欠点がある。加えて、必ずしも常に一定の品質を保った堆肥が生産されるとは限らないという問題がある。事実、メトロ自身堆肥化に取り組んだものの、失敗に終った苦い経験を持っている。

メトロは民間企業と協力して庭ごみ用の堆肥化施設を建設し、1991年4月に操業を開始した。同施設は米国最大級のものであり、建設のために2千4百万ドルもの公債を発行した。操業開始後、施設から発生する悪臭が近隣住民の不評をかったことに加えて、製造された堆肥の質が粗悪で土壌改良に不適であるという技術上の問題を克服できなかったため、翌年2月には閉鎖を余儀なくされた。

メトロは、堆肥を作る方法を実演する常設の会場を管轄区域内に五つ設置して、家庭における堆肥化を住民にすすめている。しかし、住宅地における堆肥製造には、製造に伴って生じる悪臭が近隣に迷惑を及ぼしかねず、加えて土地利用規制上も大規模には行えないという制約がある。このため、メトロは住宅での堆肥化には、庭ごみ及び食べ残した野菜のみ使用するよう勧め、肉、魚、パン、乳製品等は伝染病や悪臭の原因となるため堆肥化しないよう要請している。また、積み重ねて作る堆肥の体積も縦、横、高さ各150センチメートル以内にとどめるよう指導している。

4 エネルギー回収

現在のところエネルギー回収はマリオン・カウンティ焼却場において処理が行われているだけであり、メトロ全体の資源再生におけるエネルギー回収への依存割合も小さなものにとどまっている。メトロの幹部によると、管轄区域内にエネルギー回収施設を建設することは、住民からの強い反対が予想されるため困難であり、今後も焼却にはできるだけ依存せずに、資源再生率を上げる努力が払われるものとみられる。

5 リサイクル意識の普及

(1) 広報活動

リサイクルを促進し、埋立最終処分量を減らすには、日々廃棄物を排出する住民の理解と協力とが不可欠である。メトロは、リサイクル意識を住民の間に普及させ、廃棄物処理への関心を高め、理解と協力を得るために、各種のパンフレットを作成、配布している。配布対象は、一般住宅居住者に限らず、事業者、小学校の生徒など様々であり、いずれもイラストを使用して親しみやすいよう配慮している。内容も多岐にわたっており、分別すべき品目を示したものから、リサイクルが資源の無駄遣いを省き、環境保護にとって有益であることを説明するもの、廃棄物排出量を減らし、再利用を図ることが会社の経費節減につながることを訴えるものなどがある。その他、廃棄物中継施設及び家庭系有害廃棄物処理施設の紹介や家庭での堆肥作成方法を記述したパンフレットもあり、多様な観点からリサイクル意識を普及させようとするメトロの意図がうかがえる。パンフレットには、当然のごとく再生紙が使用

され、その旨表示がなされている。

固体廃棄物部には図書室が設置されており、同部が作成した各種統計・資料を整理、保存しているほか、廃棄物処理に関する書籍、雑誌、ビデオ、スライドを収蔵し、住民に無料で貸し出している。図書内容も専門的な論文、雑誌から子供向けの絵本まで揃っている。図書室には専属の司書(librarian)が一人配属されており、図書閲覧、貸出し、資料提供など住民からの要望に気軽に応じている。

リサイクル情報・教育センターも設置されており、職員5人がリサイクル可能物の収集、引受先、処理業者の紹介など廃棄物一般に関して住民から電話で寄せられる質問に回答している。1993年1年間で同センターには10万件の問い合わせがあった。また、同センターは、児童向けのリサイクル教育の一環として、幼稚園、小学校へ出向いて自作自演の人形劇（蜂、クモ、蝶、犬などが登場し、自然環境保護の観点から適切な廃棄物処理を訴える）を実施しており、廃棄物処理への関心を育て、環境保護意識を向上させる役目も担っている。

（2）円卓会議

メトロは、事業所から排出される都市固体廃棄物の減量とリサイクルを図るために、ポートランド市内の会議センターにおいて事業者を対象とする円卓会議を開催している。1994年6月22日午前7時から10時にかけ開かれた円卓会議の例を挙げると、同会議には製造業、ホテル業、小売業、商社、金融業など多くの業種の事業者43名、廃棄物業者41名、州、カウンティ、市などの政府機関職員20名の合計104名が参加した。

参加者は16のグループに分かれ、各グループの進行役はメトロ固体廃棄物部職員が務めた。ビュッフェ形式の朝食の後、メトロ首席行政官からの短いスピーチをもって会議が始まったが、首席行政官は、今回の会議の討論結果を1995年以降の廃棄物処理施策に反映させるので、意見を自由に発表してほしい旨を表明した。次いでメトロにおける廃棄物処理の概要説明並びに、州法に規定された資源再生率50%を達成するためには事業者からの協力が必要である旨のメトロ職員の説明の後、各参加者にはメトロがあらかじめ用意していた質問用紙が配布され、メトロ職員の進行のもとで参加者が質問用紙に回答と意見とを記入していく。質問内容は、各事業所における廃棄物排出減量への取組みの実態、リサイクル促進のためにどのような規制を法制化すべきか、メトロを含めて地方政府がすべての事業所に対して助言及び技術的指導を行うべきかなどである。

円卓会議はメトロの実施する施策を住民に理解してもらい、協力を得るためのよい機会であるばかりでなく、住民の意見を広く聞き、それを分析してさらに施策へと反映させるためにも不可欠といわれている。参加者の一人は「廃棄物減量やリサイクルはいまや切実な問題であり、企業としても責任をもって取り組むことが求められている。また、一市民の立場から言えば、やはり自分の住むコミュニティを何とかして暮らしやすい所にしたいと本心から願っている。」と語っているが、住民が自由に意見を発表する一方、これを真剣に受けとめる対話の機会を積極的につくりだすメトロの方針には学ぶべきものが多い。

住民との円卓会議



(注1) オレゴン州リサイクリング法によると、地方政府及び州政府全体におけるリサイクル率及び資源再生率は次の計算式をもって算出される。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{リサイクルされたものの総重量}}{\text{リサイクルされたものの総重量} + \text{埋立処分されたものの総重量}}$$

$$\text{資源再生率} = \frac{\text{リサイクルされたものの総重量} + \text{エネルギー用に回収されたものの総重量}}{\text{リサイクルされたものの総重量} + \text{エネルギー用に回収されたものの総重量} + \text{埋立処分されたものの総重量}}$$

リサイクルされたものの総重量には、新しく製品を製造するために使用された材料の他に、庭ごみ及び食品の残りで堆肥化されたものも含まれる。エネルギー用に回収されたものの総重量には、エネルギー回収施設で焼却処理されたものに加えて、自動車用タイヤ及びオイル、木材など燃料として利用されるものも含まれる。また、上記の式のうち埋立処分されたものの総重量からは、エネルギー回収用焼却施設から排出される灰は除かれる。

(注2) プラスチックは組成により7種類に分けられ、プラスチック製品には組成を示す番号が表示されている。

番号	名 称	主な用途
1	PETE(Polyethylene Terephthalate) ポリエチレン・テレフタレート	炭酸飲料水容器
2	HDPE(High-Density Polyethylene)高密度ポリエチレン	水・牛乳・洗剤用容器
3	PVC又はV(Polyvinyl Chloride)ポリ塩化ビニル	食品包装
4	LDPE(Low-Density Polyethylene)低密度ポリエチレン	袋
5	PP(Polypropylene)ポリプロピレン	瓶のふた、浴槽
6	PS(Polystyrene)ポリスチレン	ファストフード包装
7	Mixed Plastics 数種類のプラスチックの混合	

第1節 予算と廃棄物処理

1 メトロの年間予算

(1) 予算編成

メトロの会計年度は7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。年間予算は四つの段階を経て最終的に確定する。11月から12月まで、各部は、事業の進行状況及び次会計年度における新規事業概要を盛り込んだ予算原案(Base Budget)を首席行政官に提出する。首席行政官は、各部の部長及び課長と会議を開いて意見を聴取し、事業内容に修正を加えた上で、各部が次会計年度に実施すべき事業内容を決定する。翌年1月から4月まで、首席行政官の決定を受けて各部の職員は再度予算案を作成して首席行政官へ提出する。首席行政官はこれを提案予算案(Proposed Budget)として議会へ提出する。5月、議会は予算特別委員会を設けて提案予算案を審議する。審議に際しては、各常任委員会及び各部の部課長の意見を聴取するほか、必要に応じて公聴会を開いて外部からの意見も参考にする。5月末までに、予算委員会は予算案を承認する。予算委員会の承認を経た予算案は承認予算案(Approved Budget)と呼ばれ、マルトノーマ・カウンティ政府の租税監督管理委員会(Tax Supervising and Conservation Commission)へ提出される。6月、同委員会は公聴会を開いた上で承認予算案に意見を付してメトロの予算委員会に送付する。続いて、予算委員会は予算案を本会議へ提出する。本会議は条例の規定により7月1日以前までに予算案を承認しなければならないこととされており、本会議の議決を経て最終的に予算が確定する。確定した予算は可決予算(Adopted Budget)と呼ばれる。

(2) 年間予算

1992-93会計年度における歳入は233,372,931ドルであった。歳入のうち最も高い構成割合を占めているのは、事業収入(Enterprise Revenue)であり37.05%となっている。事業収入は、メトロが所有、運営、許可する施設、設備(メトロ庁舎、動物園、廃棄物処理施設、コンベンションセンター、劇場、競技場)の利用者から徴収する使用料から成る。

租税収入は財産税(Property Tax)と免許税(Excise Tax)の二つの税目のみであり、歳入に占める割合も併せて6.7%にとどまっている(注1)。財産税は動物園事業及びコンベンションセンター事業に充てられている。免許税はメトロの施設(廃棄物処理施設、コンベンションセンターなど)を使用して営業、興業を行う人に対して賦課する税金である。免許税から得られる収入はすべて議会及び首席行政官関係費に充当されている。

同会計年度における歳出のうち、最大の構成比を占めているのが固形廃棄物関係費 115,645,659ドルであり全体の5割近くを占めている。広域施設費(コンベンションセンター、劇場、競技場)は第2位の構成比22.32%を占めている。財政面からみても、廃棄物処理がメトロの中心事業となっていることが明らかにうかがえる。

表4-1 1992-93会計年度歳入歳出

(単位 ドル)

歳 入		歳 出	
繰越金	79,991,767 (34.28%)	議会・首席行政官関係	5,244,871 (2.25%)
補助金	3,442,635 (1.47%)	補助サービス	5,992,132 (2.57%)
財産税	11,115,246 (4.76%)	庁舎管理・危険負担	8,076,283 (3.46%)
免許税	4,527,103 (1.94%)	一般収入公債	16,323,325 (6.99%)
事業収入	86,455,797 (37.05%)	動物園	21,209,449 (9.09%)
政府間流用	3,823,297 (1.64%)	固形廃棄物	115,645,659 (49.55%)
寄付金	422,536 (0.18%)	総合計画	6,714,314 (2.88%)
負担金	583,847 (0.25%)	広域公園	2,078,968 (0.89%)
利息収入	3,054,028 (1.31%)	広域施設	52,087,931 (22.32%)
予算間流用	11,819,644 (5.06%)		
諸収入	28,157,032 (12.07%)		
合 計	233,372,932(100.00%)	合 計	233,372,932(100.00%)

(Metro FY1994-95 Proposed Budgetを基に作成)

2 固形廃棄物関係予算

(1) 収入と支出

固体廃棄物関係予算は、固体廃棄物収入及び地域改善という二つの予算項目から成り立っている。1992-93会計年度における収入のうち事業収入は最大の構成割合48.74%を占めている。事業収入はメトロ指定廃棄物処理施設を使用する人に対して賦課される廃棄料金(Tip Fee)の徴収によって得られるものであり、同料金収入が固体廃棄物関係予算の最大の収入源となっている。固体廃棄物処理に係る事業収入はメトロの同会計年度における歳入の中でも24%を占めている。補助金は連邦政府(58,236ドル)及び州政府(186,663ドル)から得ており、処理施設の運営に充当されている。諸収入には失敗に終わった堆肥化施設の公債償還を処理するために設けられた勘定が含まれており、同会計年度においては同公債の早期償還(25,900,757ドル)が行われたため、諸収入の額が例年になく大きくなっている。なお、租税収入は固体廃棄物関係予算には充てられていない。廃棄物処理施設を使用しているのが民間業者であるため、広く住民から徴収する租税と施設使用との間に関連性がないこと、また料金収入に加えて租税収入を充てることは住民にとって固体廃棄物処理に関して二重の負担となることが理由として挙げられる。

支出のうち最大の構成割合を占めているのは物件費であり、委託費(民間業者との契約による廃棄物運搬・処理の委託など)、消耗品費、什器備品費、旅費などが含まれている。公債費においては、堆肥化施設公債の早期償還分(25,900,757ドル)を除いた残額2,754,458ドルが中央中継施設建設公債の償還に充てられている。

表4-2 1992-93会計年度固形廃棄物関係収入支出(単位 ドル)

		固形廃棄物 収入	地域再建	合 計
収 入	繰越金	28,115,582	2,283,684	30,399,266 (26.29%)
	補助金	244,899		244,899 (0.21%)
	事業収入	56,368,841		56,368,841 (48.74%)
	利息収入	1,041,844	92,680	1,134,524 (0.98%)
	予算間流用	19,038	386,674	405,712 (0.35%)
	諸収入	27,092,417		27,092,417 (23.43%)
	合 計	112,882,621	2,763,038	115,645,659(100.00%)
支 出	人件費	4,089,883		4,089,883 (3.54%)
	物件費	45,026,244	376,381	45,402,625 (39.26%)
	維持補修費	1,680,796		1,680,796 (1.45%)
	公債費	28,655,215		28,655,215 (24.78%)
	予算間流用	3,999,023	19,038	4,018,061 (3.47%)
	未処分残高	29,431,460	2,367,619	31,799,079 (27.50%)
	合 計	112,882,621	2,763,038	115,645,659(100.00%)

(Metro FY1994-95 Proposed Budgetを基に作成)

(2) 廃棄料金制度

メトロは廃棄料金の賦課について条例を制定しており、規定に基づいて料金制度を確立し、賦課している。メトロ所有の二つの中継施設においてメトロが賦課する廃棄料金は廃棄物1小トン(約907kg)当たり75ドルであり、その他の指定施設においては1小トン当たり19ドルと規定されている。廃棄料金は四つの部分(広域使用料金、メトロ処理システム使用料金、中継施設運営料金及び廃棄物運搬処分料金)を足しあわせた額に、更に州政府賦課料金(州全体のリサイクル推進、廃棄物処理施設に対する補助金に充てられる)と地域改善料金とを加えて求められる。四つの部分の各料金は、各々が賄うべき1年間の支出の見積りを指定処理施設への年間廃棄物予想搬送量で除して得られる数値に、免許税(6%)を上乗せした額である。広域使用料に関しては、メトロ指定の全施設へ搬送される予想廃棄物量で除したものであり、その他三つの料金については、メトロ所有の2中継施設へ搬送される予想廃棄物量で除したものである。広域使用料は固形廃棄物の管理的経費に相当する分であり、メトロ処理システム使用料は運搬処分に係る経費の一部、公債費、維持補修費に相当する分である。

以上のように設定される廃棄料金制度も以下のような欠点を有している。1) 予算を賄うだけの料金収入を確保するために、管轄区域内で発生するすべての廃棄物が指定施設へ搬送されるような法的措置、すなわち廃棄物流出規制(Flow Control)を講じなければならない場

表4-3 1992-93会計年度用廃棄料金の算出過程

	広域使用料金	メトロ処理システム使用料金	中継施設運営料金	廃棄物運搬処分料金	
支出見積り	\$ 18,807,985	\$ 4,851,347	\$ 6,145,725	\$ 26,146,763	
予想廃棄物量 (小トン)	1,068,154	723,921	723,921	723,921	
基礎料金	\$ 17.61	\$ 6.70	\$ 8.48	\$ 36.12	
免許税(6%)	\$ 1.06	\$ 0.40	\$ 0.51	\$ 2.17	合 計
計	\$ 19.00	\$ 7.00	\$ 9.00	\$ 38.25	\$ 73.25
				州政府賦課料金	\$ 1.25
				地域再建料金	\$ 0.50
				廃棄料金	\$ 75.00

(Metro Rate Setting Process FY1992-93)

合がある。廃棄物流出規制は、後述するように、州際通商を規制する可能性もあるため、連邦憲法上の問題を含んでいる。2) 一度設定されると、値下げされることが通常なく、改定の度に値上げされる傾向にあること。事実、メトロは改定の度に廃棄料金を値上げしてきた経緯がある。3) 住民のリサイクル意識が高まって、廃棄物排出量そのものが減少し、なおかつ分別収集の徹底により、指定施設に搬送されずに直接買取先へ売り渡されるリサイクル可能物が増加するにつれ、指定施設に搬送される廃棄物量が減少し、それに伴って廃棄料金による収入が減少するため、予算を賄えない事態が生じかねないこと。加えて、指定施設への廃棄物搬送量の減少による収入減を補うために、廃棄料金を値上げせざるを得ない事態が生じるため、度重なる値上げによって処理コストの安い施設へ更に多くの廃棄物が搬送され、予算を賄うだけの十分な廃棄物量をますます確保できなくなる可能性がある。

なお、全米の地方政府が都市固形廃棄物を処理するために充当している財源としては、租税収入（財産税、売上税など）と料金制度とに大別できるが、租税収入と料金制度とを併用している例も見られる。料金制度の中でも廃棄料金制度は最も多くの地方政府によって採用されている。その他の料金制度としては以下のものが代表的な例として挙げられる。

1) 改良土地区画料金(Improved Lot Assessment)

居住用及び事業用改良土地区画の所有者に賦課する均一料金である。財産税、その他の料金（上下水道、ガス料金など）納付と同時に徴収する。家屋所有者総数に均一料金を乗じることによって総収入額を算出できるため、年間収入総額を容易に予想できることに加えて、廃棄物量の変動に関わらず（家屋所有者数に変更がない限り）一定の収入を確保できるという利点がある。しかし、各家屋から排出される廃棄物の量は区々異なるため、均一料金を徴収することが所有者の間でむしろ不公平な料金負担を招く欠点もある。

2) 発生者料金(Generator Fee)

管轄区域内の居住用及び事業用家屋を形態（一戸建、共同住宅、事務所、店舗など）又は評価額に応じて分けたうえ、家屋所有者に賦課する料金である。料金は廃棄物排出量の過去の実績又は予想量に基づいて、家屋の分類ごとに均一の額が賦課されるため、前記の家屋所有者料金制よりも公平性の点においては進んでいるものの、同じ分類の家屋においても排出される廃棄物量はそれぞれ異なるため、同一分類の家屋における均一料金の徴収が、結果的に不公平な料金負担を生じる可能性もある。

3) 施設使用許可証制料金(Sticker Fee)

自ら若しくは業者に委託して廃棄物を収集している地方政府が、廃棄物を処理施設に直接搬送することを希望する住民に対して有料の許可証(sticker)を発行して（通常1年間有効）施設使用を許可する制度である。住民が搬送できる廃棄物の量は制限されている場合が多く、一定量を超える分については追加料金が徴収される。この料金制度は租税収入又は他の料金制度と併用されていることが多い。

4) 開発影響料金(Development Impact Fees)

人口増加が著しく都市開発行為が盛んに行われている地区を擁する地方政府が、家屋建設を許可する際に、新たに建設される家屋からも完成後には廃棄物が排出されるため、廃棄物施設を整備する必要が生じることを考慮して、家屋の戸数又は床面積に応じて賦課する料金である。料金は廃棄物処理施設の建設や拡張、処理設備の購入、処理施設の維持・補修の一部に充てられる。

第2節 廃棄物流出規制と憲法問題

1 廃棄物流出規制条例

(1) 条例の内容

廃棄物流出規制条例とは、ある特定の地理上の区域から発生する都市固形廃棄物が処理、貯蔵若しくは処分されるべき場所、施設を指定するために地方政府が制定する法である。地方政府サイドからはこうした条例の制定は住民の健康と安全とを守るために行政サービスの一環と見られている。メトロは、州法の規定に基づいて廃棄物流出規制条例を制定しており、同条例において廃棄物処理施設を指定したうえ、管轄区域から発生する都市固形廃棄物はすべて指定施設に搬送するよう住民に義務付けている。廃棄物流出規制条例の目的は廃棄物がある特定の地域から他の地域へ搬送されるのを阻止し、指定施設以外での処理を禁止することにあるが、後述するとおり合衆国憲法上連邦議会の権限とされている州際通商(Interstate Commerce)規制権を制限する可能性も含んでいる。

(2) 制定の背景

もともと都市固形廃棄物の管理はもっぱら地方政府が責任を負うべき事務とされていたが、資源保全再生法が1976年に制定されて以来、地方政府の清掃行政に対して連邦政府及び州政府の関与が強まることとなった。同法は各州に対して環境庁が定めた包括的な環境基準

を満たした廃棄物処理計画を採用するよう勧告しているため、地方政府はこれまで行ってきた廃棄物の単純な収集・処分に加えて、リサイクルや家庭系有害廃棄物の処理の推進、最新の設備を持つ処理施設（焼却場、埋立地など）の建設を余儀なくされることとなった。メトロにおいても、中継施設の建設、資源再生目標率の達成、家庭系有害廃棄物処理施設の設置などの施策を実施しているところである。

第2の背景としては、財源確保の問題がある。多額の費用を要する施設を建設するため、地方政府は公債を発行して財源を確保しているが、メトロも中継施設建設の公債を発行しているため、その償還財源を確保しなければならない。加えて、メトロの場合は民間企業との契約による廃棄物運搬・処分に係る委託費を支払わなければならない。その財源として廃棄料金収入が充当されている訳で、廃棄物流出規制は、地方政府が都市固形廃棄物処理を実施するのに必要な財源を確保するために十分な廃棄物処理量を保証する一つの手段とみなされている。

2 連邦最高裁判所審理－ニューヨーク州クラークスタウン町事件をめぐって－

(1) 事件の概要

1994年5月、連邦最高裁判所は廃棄物流出規制をめぐって地方政府と民間の廃棄物処理業者との間で争われた事件に判決を下した。1990年、ニューヨーク州政府はクラークスタウン町に対してこれまで使用していた埋立地を閉鎖し、代わりに中継施設を建設するよう命じた。同町は町内の廃棄物業者と契約を結び、施設の建設及び同社による5年間の施設操業を取り決めた。施設建設費は廃棄料金（1小トン当たり81ドル）の徴収により得られる利益をもって5年間で償還することとした。

同町は1991年に廃棄物流出規制条例を制定し、町内で発生する年間約11万トンの廃棄物はすべて新しい中継施設に搬送すべき旨規定した。町内のC & Aカーボン社は、新施設が建設される以前から州政府の許可のもとでリサイクル施設を営業しており、廃棄物からリサイクル可能な部分を取り除いた残りも、新施設へ搬送することが、この条例の規定により義務付けられることとなった。しかし、同社はインディアナ州の埋立地へ搬送した方が処理コストが安くなるため、条例に定められた指定施設への搬入を行わなかったので、クラークスタウン町より条例違反であるとして州裁判所へ訴えられた。下級審においては、条例は町民の健康と安全とを確保するために制定されたものであるとして州際通商条項違反には当たらないとの判断が示されたため、同社より連邦最高裁判所へ上告がなされていた。

(2) 論点

州際通商規制をめぐる事例は、連邦政府と州との権限関係の問題に帰着する。廃棄物搬送に関する連邦法が現在のところ制定されておらず、連邦政府による権限行使がない状態である(dormant)ため、州の創造物である地方政府がどの程度まで州際通商を規制できるか否か、同裁判において問題となった。

1994年5月16日、連邦最高裁判所は三つの論点をもって、同町の制定した流出規制条例が通商条項違反であるとの結論を導いている。1) 条例は町内で発生する廃棄物をすべて町内の特定の施設に優先的に搬送し処理させることを意図しており、州外の業者に対して町内の廃棄物を処理する余地を認めていないため、州際通商を規制している。2) 州際通商上問題となるのは廃棄物そのものの搬送よりも、むしろ州外の業者による廃棄物処理業務に制限が課せられていることであり、町内の施設を特定して、優先的に廃棄物を処理させることは、州内の特定産業を保護することとなる。3) 町民の健康と安全とを維持することは、州外の業者に町内の廃棄物を適宜処理するよう委託することによっても可能であり、町内の施設にのみ処理をさせる正当性がない。

かくして、廃棄物流出規制は住民の健康と安全とを保持するための行政サービスの一環であるとしたクラークスタウン町側の主張は退けられた。今回の判決では、廃棄物流出規制条例が住民の福祉増進を目的とするよりも、むしろ特定の業者を業者間の自由な競争から保護することを眼目としているとの判断が示された訳である。最高裁判所は州際通商規制権はあくまで連邦議会が有する権限であるという前提に立ちつつ、32州において既に地方政府が条例または廃棄物処理計画に基づき同様の規制を実施している実情に鑑み、州政府又は地方政府が廃棄物の流出を合法的に規制できるよう、連邦議会が立法措置を講じることが適当であるとの判断も示している。

(3) 連邦議会の動向

連邦最高裁判所判決による違憲状態を是正すべく立法作業が第103回議会（1993～94年）において鋭意進められた。1994年10月、下院本会議は、地方政府が廃棄物を自らしないし委託業者に対して指定処理施設に搬送することを許容する「廃棄物州際搬送及び廃棄物流出規制法案」を可決・承認した。しかし、上院本会議は法案内容をめぐって紛糾したため、中間選挙以後の議会に議論が持ち越されることとなったが、共和党が圧勝した中間選挙後における「死に体(Lame Duck)」議会においては廃案となり、第104回議会（1995～96年）以降の課題として持ち越された。

3 メトロにおける財源検討の動向

今回の判決が廃棄物流出規制を実施している州政府及びその創造物である地方政府に対して与える影響には大きいものがある。同判決以後、流出規制を実施している地方政府は何らかの対応を迫られている。

民間業者が廃棄物流出規制条例に従わず、処理コストの安い施設へ廃棄物を搬送するようになるものと懸念されるため、メトロは公債償還及び委託費支払いの財源を確保するために必要な廃棄物量を得られないのではないかと危惧している。メトロは、クラークスタウン町事件において規制条例を違憲とする判決が下されることをあらかじめ想定し、将来的に十分な廃棄物量を確保できなくなる場合を考慮して、廃棄料金以外の新たな財源を確保すべく税

制委員会及び固体廃棄物助言委員会を設置して検討を重ねてきた。

税制委員会は、メトロの税制改正を検討しメトロへ勧告することを目的として、1993年6月から11月まで設置された。同委員会は、ポートランド市議会議員及び市職員、民間会社（金融業、建設業など）代表など11名からなり、19回に及ぶ公聴会を開催した上で税制改正を協議した。その結果、固体廃棄物処理を含むメトロの事業部門の新たな財源として建設免許税(Construction Excise Tax)の新規導入を勧告している。同税は、新築又は増築の家屋（専用住宅、共同住宅、店舗、工場等すべての種類）に対して、1平方フィットを単位として家屋所有者に課税するものである。前述の開発影響料金の場合と同様、新築又は増築される家屋からも完成後には廃棄物が排出されるため、廃棄物施設を整備する必要が生じることを考慮して賦課される租税である。

固体廃棄物助言委員会は、メトロ議員のほか、3カウンティ政府議員・職員、管轄区域内市職員、廃棄物処理業者、住民など25名からなり、新たな料金制度を検討し、メトロへ勧告することを目的としている。1993年7月から5か月間に及ぶ調査と協議を重ねた結果、処理コストの安い他の施設へ廃棄物を搬送しようとする業者との裁判による争いを未然に防ぐために、廃棄物流出規制条例に基づき指定した施設に搬送される廃棄物の処理料金を、これまでの1小トン当たり75ドルから56ドルへ引き下げ、料金値下げによる収入の減少分を新たに発生者料金制を導入することで補うようメトロに勧告している。発生者料金の賦課にあたっては、廃棄物発生者を家庭系と事業系とに大別し、家庭系については戸数に応じて分類し、事業系については事業別若しくは家屋の形態別に分類するよう述べている。また、料金については、同一分類同一料金とする方法に加えて、廃棄物の排出量を勘案し公平な料金負担を確保するために、家屋の戸数又は床面積、従業員数に応じていくつかの段階を設定することもあわせて勧めている。

住民が広く負担する租税（住民税、所得税など）を新規に導入して固体廃棄物関係予算の財源とする案については、憲章の規定によりそのような案は住民投票に付すよう義務付けられており、住民投票に諮っても反対にあって否決される可能性が高いため、両委員会とも消極的である。1990年に住民投票によって州憲法が改正され、地方政府が賦課する財産税率に一定の上限を設ける旨新たに規定が設けられた事実に見られるように、住民の租税負担に対する抵抗には根強いものがあり、両委員会はこのような事情を反映し、住民が広く負担する新税導入は今後の検討課題とすると述べるにとどまっている。

（注1）オレゴン州における財産税は州憲法、州税法によって規定されており、各カウンティごとに財産所有者に対して課税されている。財産の評価は市場価格に基づき各カウンティの財産評価官が行う。財産税課税権を有する地方政府は、予算に基づき必要とする税額を算出する。地方政府は各々収入財産税額を管轄区域内における財産の総評価額で除して財産税率を求める。各地方政府の税率を足し合わせてカウンティ全体の税率を算定し、これに各地方政府管轄下の財産評価額の合計を乗じて税額を得る。州憲法は税額の上限を規定しており、

得られた税額はこの上限額を超えることはできない。カウンティ政府は納税通知書を所有者に送付し、所有者はカウンティ政府に納税する。カウンティ政府は財産税収入を各地方政府に配分する。オレゴン州においては学校区も財産税課税権を持っており、同様の方法により財産税を賦課している。例えば、ポートランド市内に財産を所有している人は、財産1件につき、ポートランド市、メトロ、マルトノーマ・カウンティ政府及び学校区の四つの政府によって財産税を課税されていることになる。オレゴン州においては、このように財産1件に対して多数の政府が財産税を賦課しているため、1990年には財産税の高負担を懸念する住民の間から、地方政府による財産税賦課に上限を設定すべく州憲法を改正しようとする動きが起り、改正案が住民投票案第5号(Ballot Measure 5)として住民投票に付された。同案は投票の結果承認され、財産税の上限税率を規定した条文が新たに州憲法に加えられた。

参考文献

- Carl Abbott, "Portland" (University of Nebraska Press, 1983)
- Carl Abbott, Deborah Howe, Sy Adler, "Planning the Oregon Way" (Oregon State University Press, 1944)
- Carl Abbott, Margery Post Abbott, "Historical Development of the Metropolitan Service District" (May 1991)
- Tom Arrandale, "A Guide to Recycling" (Governing, August 1994)
- Delyn Kies and Susan Kramer, "Recycling is Jumping in the City of Roses" (Resource Recycling, July 1994)
- Debi Kimball, "Recycling in America" (ABC-CLIO, 1992)
- "1993-1994 Oregon Blue Book" (State of Oregon, 1993)
- "Garbage Crisis" (CQ Researcher, March 20, 1992 Volume2, No. 11)
- "Metro FY1994-95 Proposed Budget"
- "Statistical Abstract of the United States 1994" (U.S. Department of Commerce)
- 寄本 勝美 『ごみとリサイクル』 (岩波新書)

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	济州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994 年中間選挙 一地殻変動をもたらした米国政治の動向一	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン 一その過去・現在・未来一	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1994 年英國統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 87 号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/5/30
第 86 号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/5/30
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 83 号	統一ドイツと財政調整 一連邦制財政システムは生き残れるか一	1994/4/15
第 82 号	アイルランド 一国の仕組みと地方自治一	1994/3/25
第 81 号	イギリスの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 80 号	内側から見た英國	1994/3/15
第 79 号	英國の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 78 号	英國の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15